

## 1 学級当たりの児童生徒数について

## ■学級編制の基準

- 1学級当たりの児童生徒数については「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」第3条の「学級編制の標準」に基づき、各都道府県教育委員会が「基準」を設けている。
- 群馬県では「ニューノーマル GUNMA CLASS PJ (プロジェクト)」により、国の「学級編制の標準」を下回る「学級編制基準」を設けている。
- 太田市では、群馬県の基準に基づき、小学校及び義務教育学校1・2年を「30人」、小学校3年～中学校3年及び義務教育学校3～9年を「35人」を上限とした学級編制を行っている。

学 年	小学校 (義務教育学校前期課程)						中学校 (義務教育学校後期課程)		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年 (7年)	2年 (8年)	3年 (9年)
国 (標準)	35	35	35	35	35	35	40	40	40
群馬県・太田市	30	30	35	35	35	35	35	35	35

※国の学級編制の標準は、令和7年度までの段階的な引き下げを終えた後の人数

※1つの学年の人数が基準（上限）を超える場合、複数学級の編制となる。

(例) 1年生児童が31人のとき、「16人」と「15人」の2学級となる。

3年生児童が36人のとき、「18人」と「18人」の2学級となる。

## ■複式学級の基準

- 複式学級は、2つの学年の児童または生徒で編制する学級。以下の基準で編制される。

小学校 (義務教育学校前期課程)	2つの学年の児童が「16人」以下 (1年生を含む場合は「8人」以下)
中学校 (義務教育学校後期課程)	2つの学年の生徒が「8人」以下

※異なる学年が同じ教室で授業を受けるため、一方の学年が先生から直接指導を受けている間、もう一方の学年は子供たちだけで課題学習することになる。